②地域活性化と公民連携

はじめに

地域活性化を考える意義があ である。ここに共創推進事業 性化という成果が見えにくい し、これまでの活動に地域活 ではないかもしれない。ただ も市民も改めて意識するもの 必要であるというのは、行政 本部が改めて公民連携による のは何らかの理由があるはず 地域の活性化に公民連携が

2 地域活性化とは何か

は容易ではない。 から目標として落とし込むの を漠然としたビジョン・理念 成り立っている地域の活性化 曖昧である。多様な資源から く用いられるが、その内容は 地域活性化という言葉はよ

発になることと考えた。 え、「内―内」「内―外」「外 きは地域の内部と外部を考 体となる要素は「ヒト」「モ ノ」「カネ」であり、その動 「動き」である。「動き」の主 共創本部で考えた活性化は 内」のそれぞれの動きが活

また、地域活性化を論じる

という。)をどのように、ど る。 を創りだすことが重要であ れた状態 (Shared Outcome) 要であり、その目標が共有さ ことを明らかにすることが必 かけて実現するのか、という うに定め、どれだけコストを 加え、非経済的価値をどのよ れだけなのか、ということに サスとして、経済的価値がど 問題となる。地域のコンセン の程度に位置づけるのか、が 価値(以下、「非経済的価値」 には、経済的価値とその他の

ない。 うに考えるか、ということを ある程度定めておかねばなら じる以上、その区分をどのよ ある。地域の内外を分けて論 素として地域の設定の問題が さらに考慮すべき重要な要

題を考えることと同義であ るべきであろう。 ことを前提に地域単位を考え する意識が保てるか、という る。地域として「自ら」「関与」 の程度が適切なのかという問 Outcomeを創り出すためにど いうことは、前述のShared 域の設定を考えると

3 共創による地域活性化

動きに加え、地域活性化にお 思われる。 構想の延長に過ぎないように 性化策は、往々にして行政の が解消されない行政の地域活 ていたように感じる。この点 け身」という姿勢が長く続い 行政が主導で、地域主体が「受 来の地域活性化の取組では、 多様な主体の参画である。従 は、「対等」で「自律的」 いて共創本部が重視した点 「ヒト」「モノ」「カネ」 な の

化手法として考えたのは、相 シップによる共創的地域活性 を目指し、対等なパートナー 水準になかなか到達しない。 で問題があり、活性化される きに留まる等、スケールの点 にして「内―内」の小さな動 的な地域活性化策では、往々 「共に【公』を創る」こと とは言え、民間のみの自律

の段階からなる。 域フォーラムの形成 ムの形成―である。 共創的地域活性化手法—地

その狙いとしては、自律的な

地域の活性化(地域構成員の

律的な地域の決定、地域

携による展開―地域フォーラ 互の対話とそこから始まる連

議論の場づくりと参加者 ―は以下

帯としての活性化)をビジョ

への呼びかけ

2. 情報の整理と題材提供 割分担の検討 3. 課題の共有と参加者によ 4.アクションプラン及び役 る課題の絞り込み

クトをスタートさせた。 は以下の地域活性化プロジェ これらを意識し、 共創本部

共創本部の活動〜地域の自 律的な担い手の発見と支援

4

を対象とし取組を開始した。 し、共創本部は当該地域企業 え、京浜臨海部再編整備マス の経過と現実の差異を意識 タープランが策定されてから アップが見込まれることに加 り、背景として羽田空港の国 歴史が古く大企業の集積があ 海部であった。京浜臨海部は 初に取り上げた地域が京浜臨 域活性化をどのように考えて ●臨海部(京浜臨海部) 際化による立地面のクローズ いくかという課題について最 共創本部がスタートし、地

嶋根 シニア・プロジェクト・マネージャー兵制権走事業本部

第三段階として活性化プラン による活性化プランの検討、 階として構成員の協議・発案 ラム組成を第一段階、第二段 して地域構成員によるフォー と考えた。 に伴う公民連携による事業化 ンに掲げ、その土台づくりと

見区役所等)を行った。 域フォーラムへの参加の呼び には上記の企画立案と並 環境創造局、経済観光局、鶴 グ、JFEスチール、鶴見曹 かけ(JFEエンジニアリン 行い、その後共創本部から地 業宛の往訪・ヒアリング等を し、臨海部末広町地区立地企 達、旭硝子、東芝、東京ガス、 経緯としては、平成20年度

活動は事実上停止状態に陥る 般の情報開示や他社との協調 地企業自らが業としない活動 取り巻く環境変化に加え、立 動イベントという2つの課題 及び当該地域における市民活 地域におけるエネルギー活用 創本部の往訪・対話におい に至った。 に難色が示され、フォーラム への参加に対する抵抗感、諸 に関心が集まったが、課題を て、例示した課題の中の当該 た。その後、フォーラムや共 域フォーラムがスタートし 結果21年5月に第1回共創地

成果である。 していること と行政との対話と連携が進展 過程から派生して、 しかしながら、この活動の 個別企業 は望外の

②都心部(関内地区)

性化に向けて意見交換する研 と、関内・関外地区再生・活 取組んだ経験を持つ方々等 京の神田地区で地域活性化に 規模なオフィスが立地する東 討を行っていた。共創本部で 外地区活性化推進計画)の検 同地区の活性化策(関内・関 地区について、都市整備局は のために、同地区と同様に小 は、具体的な活性化策の検討 沈下が懸念される関内・関外 横浜市都心部であり、 地盤

> 広い取組へと発展していっ 創フロントへ提案があり、幅 団法人起業家支援財団より共 来塾」への協力について、財 を目的とした「iSB公共未 家の輩出や社会的企業の支援 業として実施する、社会起業 内閣府の地域社会雇用創造事 た。ちなみに、この過程から、 すか、ということを検討し 体等との連携を如何に創り出 と既存の多様な地域内活動団 事業者による連携拠点の形成 に意義ある事業として、民間 トの存在が認められ、活性化 ン施設の集積度というメリッ オフィス・インキュベーショ 外部からは地域の魅力、中小 いった地域課題がある一方で する地域経済の地盤沈下と の活性化や10年にわたり継続 究会を設けた。既存中小ピル

ネットワーク形成事業」を実 ベート拠点設置及び起業家等 ト事業として、 区活性化推進計画のパイロッ 計画の素案に反映された。そ た関内・関外地区活性化推進 は、平成22年2月に作成され 後、23年度に関内・関外地 当該研究会での検討成果 「横浜市ビジネスインキュ 都市整備局

より地区内の既存業務ピルの

NPOは、当該理念に対して り・発展を見なかった。地域 えている。 フューチャーセンター(仮 活性化の拠点として、「関内 な事業者の活動拠点、 し、社会起業家などの小規模 称)」は3月のオープンを控 1階及び2階の一部を改修 地域

❷郊外部(戸塚周辺)

運営モデルの構築を目指して 民間主体の自律的連携・事業 り、「学び」をテーマとした アをベースに、22年度に入 を鑑み、共創本部のアイディ ラム立ち上げ等に要する時間 した構想を検討した。フォー 事業者と大学との連携を核と ら、当該地域における大規模 のヒアリングを実施しなが 塚エリアを想定し、関係者へ 後半にはモデル地域として戸 を検討するため、平成21年度 携による地域活性化の仕組み 残る郊外部における公民連

域活性化のための手段として 活動への負担が懸念され、 業との関連に加え、主導的な かしながら本業や既存実施事 みるというものであった。し 討を呼び掛け、場づくりを試 織を核とし、様々な主体に検 取組を開始した。その構想は 大学及び当該地域のNPO組 必要性等の議論への深ま

23年2月現在、当該事業に

人的・資金的資源の制約か ら、その後の計画・事業等に ての意見統一過程の困難さ、 検討して頂いたが、団体とし めたキック・オフの会議を持 の興味・関心から区役所を含 つに至り、当該NPO内にて

かった。

させた要因として考えられるも 者の地域に対する自律的な関 のは以下の通りである。 外部における活動の差異を生じ 与、事業の展開と臨海部及び郊 より、都心部における民間事業 5 共創本部の実験的な活動に 地域活性化に必要なこと

■自律性(=地域住民が地域)地域の自律的な担い手

のことを自ら律して決定して

であった。公民連携による地 が、共創本部としては共に公 手法を否定するものではない 割を行政に期待することが大 担ったのに対し、他はその役 等の有志の方々がその役割を においては、起業家支援財団 在が必要と言われる。都心部 に従来と異なる活動を行う存 己犠牲を伴ってでも、 域活性化という点で、後者の いくこと)の確保 地域の活性化に際して、自 、主導的

地

向けた協議・実行には至らな 利厚生ニーズを満たしつつ、地域貢献の 行う「わたしは街のパン屋さん」事業を 半成21年7月より同社横浜本社において (注) JFEエンジニアリングは同社の福 巾内事業者にも展開が見受けられる。 **転続実施している。本提携を契機に他の** 環として、横浜市が障害者支援として

らざるを得なかった。 制約から必然的に動きが停ま 者においては対等なパート 意識していた。そのため、 考えることを強く意識し、 トナーシップで共に自律的に 共を創るとして、対等なパ の恐れを持ち、また予算等の 律性を持った動きを妨げると ナーシップにおける民間の自 た従来の行政主導との差異を 後 ま

をどこまで確保するか、 等なパートナーシップの精神 間サイドの受け身的姿勢を助 題は、行政の過剰な指導が民 ることは相反することではな 連携を実践し、活性化を試み うことにあると思われる。対 を損ない、公民の連携を損な 長し、その結果民間の自律性 い。これまでの行政主導の問 導を行政が担うことと、公民 導においても、企画発案・主 ただし、これまでの行政主

❷地域の担い手の多様性と連携

の確保 本的参加を可能とすること) 体的参加を可能とすること) が当該地域の向上を考えた主

従来とは異なる活動を行う に際しては、新規参入者の必 に際しては、新規参入者の必 地、地域外の団体(起業家支 は、地域外の団体(起業家支 は、地域外の団体(起業家支 は、地域の魅力を客観的に捉 のであった。思うに地域の 転うことを狙い参入したの は、地域のを引いる。都 要性についても語られる。都 要性についても語られる。都

> るべきと思われる。 の連携と価値向上を働きかけ き、参入者の積極的な地域と の外部からの参入を念頭にお る。活性化を論じるには地域 障壁を設けるような動きを取 し、新規参入者に対して参入 ている団体との関係を重視 往々にして既に地域で活動し 要であると思われる。行政は ていくか、という点が特に重 存活動団体と折り合いをつけ 体を如何に歓迎し、地域の既 ら地域に参入しようとする主 るが、内―外における外部か 動・連携の活性化も要素であ ろうか。内―内における行 しまう傾向があるのではなか

官の役割と連携の手法

●官民の連携、民と民の連携

等である。 新規参入者の責任ある行動 お連携による信頼関係の構 れるのは「共」の要素、すな は課題である。ここで考えら をどの程度保つか、という点 をどの程度保つか、という点

下という意識が根付いてしたより多種多様な地域主体の連携は本来地域が関係に集約され、その2つの連携関係から、行政と民間の関係に集約され、その2つの連携の中で行政が上で民間がある。行政主導のが上げ、多種多様な

のではないだろうか。地域主体が増え、各主体間の地域主体が増え、各主体間のまった結果、自律性を失った

うことが最も重要であり、そ

のためには民間の自律性は不

なかろうか。

カギとなろう。

立時の多種多様な地域活性化のおならず、このようななる新規参入者として増加するとともに、連携を推進するなる新規参入者として増加するとともに、連携を推進するなる新規参入者として増加するとともに、連携を推進するなる新規参入者として増加するとともに、連携を推進する。

下に述べる。 役割と連携の手法について以 以上を踏まえ、前述の官の

四場づくり

目的に反する。しかし、全て参入者の減少は地域活性化の特報の欠如が原因となる新規れるべきである。委縮効果やり、そのルールは最小限とさりがある。

くりを積極的に行うべきではるりを積極的に行うべきる場づいている立場から、最低限のに不可能である。行政はそのに不可能である。行政はそののはのでから、最低限のががある。行政はそのの対話や情報を公開して、多の対話や情報を公開して、多の対話や情報を公開して、多の対話や情報を公開して、多

また、最初にリスクを取ることは必要であり、新規をであれば試行錯誤は必然であり、必要ないことを共に創り出すのを把握することはできない。を把握することはできない。を把握することは必要であり、必要なルールは、内容やであれば試行錯誤は必然であが、必要なルールは、内容やであれば試行錯誤は必然である。

図意識の酸成

がある。 の職成であるが、Sharedの職成であるが、Sharedの しまでは足りず、コスト・ 「共感」では足りず、コスト・ の職成であるが、Shared

大きなコストである)を伴うる。必然的にコスト(時間もの保有する情報は膨大であに主導的に関わっており、そでかは立いないであいまでははこれまで地域活性化

最も重要なのである。

この段階を経て信頼関係の構 は、多種多様な地域主体が公 は、多種多様な地域主体が公 時に非経済的価値については 特に非経済的価値については 特に非経済的価値については 特に非経済的価値については 情報を基に、地域主体相互 の共感から、コスト・効果・ の共感から、コスト・効果・ の共感から、コスト・効果・ の共感から、コスト・効果・

❷プロセスの検討

築に至るのである。

契約)は官と民が多種多様な うに思われる。なお、留意す えってコストの増大要因のよ ルに基づいた役割分担はか らスタートし、信頼関係の構 あれば合意形成は容易ではな は、これまでのような対話が ととなる。官と民の役割分担 スと役割分担が検討されるこ づくりや事業化はそのプロセ 対等な意識で公を創る過程が きである。対話から始まり 契約を範として考えられるべ な関係を鑑み、通常の私人間 べきは、このような合意(= 築がなされれば、詳細なルー かろうか。計画対話の段階か 地域主体の構成員という対等 Shared Outcomeの後、